

船橋市の特定建設作業実施届出は

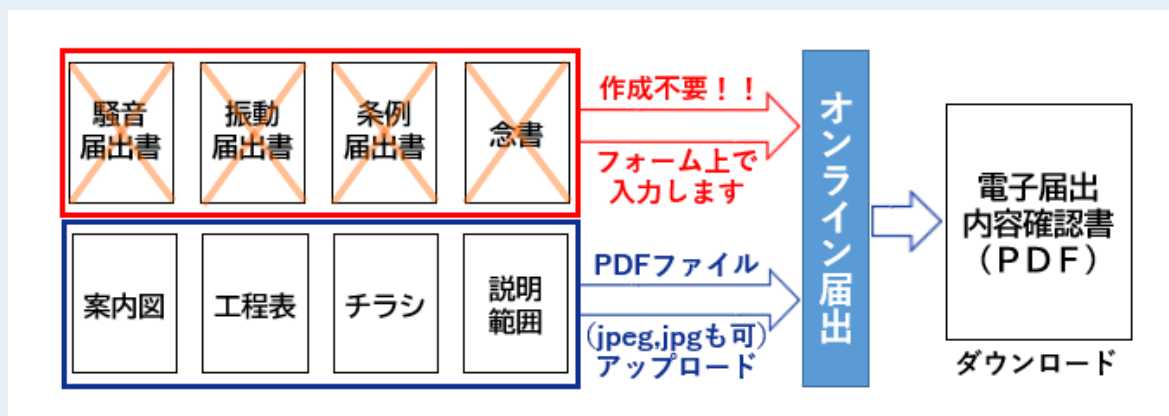
オンライン届出ができます！

「船橋市オンライン申請・届出システム」を検索

船橋市オンライン申請

検索

- ・ 24 時間 365 日届出可能です（届出期限は作業開始 8 日前の 23 : 59 まで）。
- ・ パソコン・スマホ・タブレットから届出可能です。
- ・ 届出書の記入不要です！フォーム上で入力し、添付書類をアップロードします。
- ・ 副本の代わりとなる「電子届出内容確認書」等をダウンロードできます。



届出イメージ図

●オンライン届出可能な手続き

特定建設作業実施届出

添付書類

- ① 案内図
- ② 工程表
- ③ チラシ
- ④ 近隣説明範囲
- ⑤ その他必要な書類※

※道路使用許可を受けて行う夜間作業等の場合
→道路使用許可書 等



特定建設作業の 実施期間の変更届出

※元の届出の実施
期間内に要届出。

添付書類

- ① 元の届出書 or
電子届出内容確認書
- ② 変更後の工程表
- ③ 変更に伴い再配布したチラシ
- ④ その他必要な書類※



お問い合わせ先 船橋市役所環境保全課 大気・騒音係

TEL : 047-436-2452 FAX : 047-436-2446

E-Mail : kanyohozen@city.funabashi.lg.jp

オンライン届出の流れ

- ① 「船橋市オンライン申請・届出サービス」にアクセスし、ログインします。



初回利用時に利用者登録をしてください。登録後、ログインをしてから届出を行います。

- ② 「手続き申込」の検索キーワードに「特定建設作業」を入力し検索。「特定建設作業実施届出書」をクリックします。※届出済みの作業の実施期間の変更の場合は「特定建設作業の実施期間の変更」をクリック。



- ③ 「手続き説明」「利用規約」を確認の上、届出画面に進みます。画面の指示に従い、必要事項を入力、添付書類を登録して、「確認へ進む」をクリック→「申込む」をクリックして届出完了です※。PDF ファイルを出力するをクリックし、「電子届出内容確認書」をダウンロードします（期間変更の場合は届出様式をダウンロードできます。）。※登録メールアドレスに「申込完了通知メール」が届きます。



- ④ 届出の審査終了後に、登録メールアドレスに「受理通知メール」が届きます。作業開始前までに受理通知メールが届いていることを確認してください。「電子届出内容確認書」及び届出の添付書類は作業終了まで保存してください（データ、紙どちらでも可。）

注1：届出済みの特定建設作業について市に問い合わせをするときは、申込時に発行された「整理番号」と届出日をお申し出ください。整理番号は電子届出内容確認書右上に記載されています。

注2：届出書の内容に不備があった場合、市担当者から電話やメールで問い合わせをすることがあります。届出の修正指示があった場合は「申込内容照会」の項目から届出内容にアクセスし、早急に対応してください。